

岩本薬局 春日デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社岩本薬局が開設する岩本薬局 春日デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護と及び通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（以下「要介護状態等」という。）および要支援状態、事業対象者（以下「要支援状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な通所介護及び通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩本薬局 春日デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県静岡市葵区春日2丁目8
- (3) 事業の実施は通常型の1単位とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 4名以上
- (5) 機能訓練指導員 3名以上

- 2 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 生活指導員は、利用申し込みに関わる調整、通所計画の作成を行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- 4 看護職員及び介護職員は、事業の提供に当たるものとする。
- 5 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（祝日を含む）
但し、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間 9時30分～16時35分

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、25名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練(機能訓練)
- (7) レクリエーション

- 2 送迎 利用者を自宅付近まで送迎できるよう計画を立て実施する。また、送迎車両の運行については、常に安全運転に心掛け交通事故の発生の防止に努める。
- 3 健康チェック 利用者個人台帳を作成し、利用当日の健康チェックを行う。特に、来所時及び入浴前の検診を励行し、また日中における利用者の状況観察を十分に行う。
- 4 食事サービス 栄養のバランスを配慮したものとし、食事制限等がある場合は、通常食以外の食事内容に変更するものとする。また、利用者の嗜好等の把握にも心掛け、満足のいく食事サービスを提供する。
- 5 入浴サービス 浴槽への入浴については、入浴者の安全を十分に確保し、快適な入浴サービスを提供する。
- 6 生活指導 食事、洗面、入浴、清拭、着脱衣等について、利用者に応じた在宅生活の指導を行う。
- 7 日常動作訓練 日常の動作に支障のある利用者に対して、それぞれの利用者に応じた機能訓練の指導を行う。
- 8 レクリエーション 教養娯楽サービスとして、レクリエーション行事等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定め基準によるものとする。

- 2 利用に応じて次の料金を徴収する。
 - (1) 食事代 (1食800円)
 - (2) おむつ代 (実費)
 - (3) 上記のほか、日常生活においても必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 (実費)
- 3 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、静岡市とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条 利用者は事業所の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - ① 入浴時には床が濡れて滑りやすくなっているため転倒防止のために必ず手すりを利用する。
- (3) 給食サービスを利用する際の留意事項
 - ① 給食サービスを利用する際は、嚥下状態等、個人個人の状態に合わせて工夫し調理された食事を利用する。
- (4) 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
 - ① 機能訓練機器を利用する際は、担当職員の指導に従い、当日の体調を考慮して、危険・無理のないように利用する。
 - ② 機能訓練機器を利用する際は訓練機器等につまづいたり、機器を踏んで転倒しないように気をつける。
- (5) 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - ① 送迎サービスを利用する際は、車への乗降時、職員の付き添いの下転倒しないように気をつける。
 - ② 送迎中は、シートベルトを必ず利用する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営事項に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- (3) その他の研修 管理者が必要と認めたとき随時行う。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。

- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後において引き続き前項の規程する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社岩本薬局と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則	この規程は平成18年9月1日から施行する。
付則	この規程は平成21年12月15日から施行する。
付則	この規程は平成23年9月1日から施行する。
付則	この規程は平成30年4月1日から施行する。
付側	この規程は令和2年5月1日から施行する。
付則	この規程は令和3年8月1日から施行する。
付則	この規程は令和5年2月1日から施行する。